

西尾市岩瀬文庫所蔵「東寺造営方評定引付」

貫井裕恵

今回紹介する西尾市岩瀬文庫所蔵「東寺造営方評定引付」⁽¹⁾は、文明十四年（一四八二）に東寺寺内組織のうちのひとつである造営方組織で作成された引付である。造営方は東寺の伽藍等の造営・修理に関する組織であり、造営料所の管理にあたった部署である。

装丁は袋綴装、楮紙、法量は二八・四×一八・九センチメートル、原表紙一丁、本文十丁からなる一冊で、東寺の他の組織の引付とほぼ同じ法量である。末尾に欠落があると思われる。原装共紙表紙に覆表紙を付している。

室町期東寺の各寺僧組織ではそれぞれ評定が開かれ、引付と呼ばれる衆議録が作成されたが、造営方もその例外ではなく評議の場で引付が作成されていたものと考えられる。しかし廿一口方や学衆方等其他の組織の引付が数多く伝来している一方で、造営方の引付原本としては現在のところ、今回紹介する西尾市岩瀬文庫所蔵「東寺造営方評定引付」（以下「造営方評定引付」）が唯一のものようである（補注）参照。よって造営方組織の具体的な評議内容および組織としての機能を知らえる貴重な史料として位置づけられる。なお、もとは「東寺百合文書」として伝来していたと考えられる。

文明十四年は廿一口供僧方、鎮守八幡宮供僧方および最勝光院方等其他の寺僧組織の引付が現存している。そのため「東寺百合文書」等「（広

義の）東寺文書」内に伝来する古文書のほかに、これらの引付の記事もあわせてみていくことで、造営方の具体的な役割が垣間みえてくる。そこで本稿では、この「造営方評定引付」を紹介することを通じて、造営方の組織と機能について触れてみたい。

まず執筆者について、各寺僧組織の引付は、通常その年の年預（奉行）により執筆されていることや、この年の「造営方手文箱送進状」の発給者から、文明十四年造営方年預（奉行）の金勝院融寿であることがしられる。⁽²⁾

つぎに「造営方評定引付」が生成された場である造営方について、先論に導かれながら確認してみたい。

従来造営方に関する研究は、東寺の造営大勸進職や東寺領荘園の研究というかたちで、主に造営料所についての論考が発表されてきた。前者は網野善彦氏や伊藤俊一氏による研究⁽³⁾があり、後者は東西九条女御田を取り上げた須磨千頼氏による研究⁽⁴⁾、東西九条については高橋敏子氏による研究成果の整理がなされており、西谷正浩氏により複雑な伝領過程と在地京郊荘園としての収取と在地社会の關係が明らかにされている。⁽⁶⁾ 歴史地理学の分野からは金田章裕氏による論考がある。⁽⁷⁾

一方で、造営方組織を扱ったものとしては、橋本初子氏の論考⁽⁸⁾があり、ここでは造営大勸進職と湯経営のなかで造営方に触れている。また富田

正弘氏は中世東寺寺院組織のなかで制定された法（規式・法式）とその編纂を論じるなかで、造営方の引付双紙について言及している。⁽⁹⁾ 建築史学の分野からは、後藤治氏が南北朝期以来の東寺の造営事業と大工職のかかりについて論じるなかで、東寺の代表として造営方針を決定する場として造営方組織の位置づけがなされている。⁽¹⁰⁾ なお、東寺の造営全般に関しては京都府立総合資料館歴史資料課編『第三回東寺百合文書展 東寺の造営』に詳しい。⁽¹¹⁾

近年小寺泰二氏により造営方奉行に関する論考が発表され、造営方組織究明に向けた第一歩が切り拓かれた。⁽¹²⁾ そもそも造営方は各寺僧組織で作成される衆議録である引付が一冊しか伝来しておらず、他の文書についても手文箱送進状・奉行合点状・散用状等がまとまって伝来しているものの、造営方の組織や機能を伝える史料に乏しいと言わざるを得ない。そうした史料的制約のなかで、造営方が支えた寺院財政の具体的な規模や東寺のなかでの造営方の位置づけを明らかにしたのが金子拓氏であった。⁽¹³⁾ 金子氏は、造営方が潤沢な資金をもって寺内の他組織へ融資活動を行うことよって、東寺寺家として「安定」した寺院運営を可能としたことを指摘した。造営事業が絶え間なく続いてきた室町期東寺にとつて、こうした造営方の存在が東寺寺院組織のなかで重きをなしていたことは想像に難くない。

金子氏はこの画期を康正二〜三年（一四五七〜一四五八）に求め、宝輪院宗寿らによる造営方再編による、寺内各組織に資金を融通しうる組織への転換期として位置付けられている。⁽¹⁴⁾ すなわち「造営方評定引付」は、造営方再編後の組織と機能を伝える貴重な史料といえよう。

以上をふまえたうえで、「造営方評定引付」の概略をみてゆき文明十四年の造営方の組織と機能の実態について、いささかなりとも触れてみたい。

○伽藍の修繕・新造のための用脚準備

「鎮守西之築地覆」（三月二日条）から、すでに三月には鎮守八幡宮の補修事業が進んでいたことが知られる。さらに七月には同八幡宮造営の大工任命および檜皮や壁の入足注文が作成されている。⁽¹⁵⁾ しかし閏七月十九日の大風よって「鎮守御殿之覆」が吹き破れてしまったので、五貫文を借用して修繕したようである（閏七月二十一日条）。こうした修繕用脚の準備も造営方の仕事の大きなひとつであった。

○破損した仏具や伽藍の、修繕・新造の判断および用脚の決定

造営方組織における破損物への対策については、「西院南築地之覆」（三月二日条）、「御影堂大壇礼盤半畳并御影供導師半畳」（十二月二十日条）にもみえ、仏具から伽藍にいたるまで、それぞれ修繕が必要かどうかや資金について話し合われている。

また、十月十八日には八条櫛笥にある仏乗院前の木戸について、破損したため修理すべきかが話し合われ、新造することとなった（同月同日条）。これをうけて新造の資金について披露されている（十二月二十日条）。これをうけて新造の資金について披露されている（十二月二十日条）。

この八条櫛笥にある仏乗院前の木戸については、文明四年（一四七二）の「廿一口供僧方評定引付」につきの記事がみえる。

八条櫛笥仏乗院比木戸鍵金ハツレ取間、造営奉行申處、聽可申候由候也、⁽¹⁶⁾

木戸鍵金の修理申請について、まず造営方奉行から廿一口供僧方評定に申し入れている。こうした他の寺僧組織（おそらくは当時東寺寺僧組織のなかで主導的地位にあった廿一口供僧方が多かったと思われるが）へ伽藍・仏具の修繕・新造に関する案件を造営方奉行が寄せるが、「造営方評定引付」十月十八日条・十二月二十日条にみえるとおり、具体的

な修繕・新造等の対応策は造営方で決定されていたものと思われる。もちろん造営方は供僧により組織されているため、具体的な修繕等にはあたらぬもの、東寺寺家としての対応策を講じる機関としてその役割を負っていたのである。

○造営料所東寺々辺散在田地の経営

東寺周辺の散在田地にほど近い実相寺は、そもそも公方の管領であったが、堂宇の修理を機に惣寺(東寺寺家)の管領となったものの、「無人」であることが問題となっており、実相寺北の射場を実相寺の管理下に置くことが定められた。「実相寺北之屋地」を、浄見了蔵、ヒキタ二郎、乗珍法橋が所望し受け入れられ、さらに観智院奉公者又二郎も所望し、受け入れられる。⁽²⁰⁾このように東寺々辺の散在田地の所有を確定させたいえで、造営方では地子の配当を決定している(九月二十五日条)。東寺々辺の散在田地は造営方料所として確実な上納を期待されていたのである。

○造営料所女御田の経営

東西九条女御田定使道忠の跡職を、菊一法師が継ぐ件について記事が割かれている(九月二十八日条、十月十九日条、十二月二十日条)。また、女御田のうち鳥羽方・九条方の損免について話し合いがもたれている(十月二十二日条)。

○東山山荘の普請入足

足利義政の東山山荘普請料としての、東寺への賦課のうち、早い事例である(十月二十五日条)。東寺と東山山荘普請の関わりについては、黒川直則氏の論文に詳しい。⁽²¹⁾

○造営方供僧の遷替

「文明十四年廿一口供僧方評定引付」によれば、閏七月二日に没した正覚院原永所帯の十八口供僧職は、民部卿僧都慶清が継ぐこととなり、慶清は廿一口供僧方評定に出仕するようになる。⁽²²⁾これにともない、造営方供僧職も受け継ぎ造営方評定に出仕するようになったようである(九月二十五日条)。一方で正覚院原永所帯の講堂供僧職は、宝泉院覚永が継いでいる。⁽²³⁾造営方組織の構成員は供僧の上首十人前後と言われており、⁽²⁴⁾同じく供僧上首九人から構成される講堂供僧・護摩供僧を併せた最勝光院方組織と近似した構成員となるはずである。しかしながら今回のように造営方と最勝光院方で同じ欠員補充人事とならなかったのは、造営方の構成員の選定内規が年代により一定ではなかったことを示すものと考えられる。

以上みてきたとおり、造営方は仏具から伽藍に至るまでの修繕・新造等の対応策を講じ、その用脚を都合するという、伽藍維持の実務的権限を有し、実行していたのである。そうした寺家の環境維持にとめる一方で、造営料所の管理も怠らなかつた。造営方供僧の選定内規については、東寺寺内における造営方の地位に直接的に結びつくとは考えにくい⁽²⁵⁾が、選定内規を含めた造営方の組織自体になんらかの変化があったことを示すものと思われる。

一年分のみ残された引付から、造営方の組織と機能を読み解くことは困難であるが、室町期東寺における最重要課題であった造営事業に関して、率先して取り組んだ一組織の様相が垣間見られた。造営事業のみならず東寺には様々な案件が蓄積され、案件毎に担当すべき組織でそれらが評議され、寺院運営が進められていた。こうして集積された引付を含む寺院文書は、文明年間前後より整理・編纂事業が行われる。⁽²⁵⁾寺院組織

の性格の変化と寺院内における寺院運営文書の編纂の動きが重なってくることが偶然ではないだろう。今後はそうした寺院の組織と文書管理のありかたを、寺家総体のなかでとらえてゆきたい。

〔注〕

- (1) 西尾市岩瀬文庫所蔵「造営方評定引付」(請求番号…一七〇七九—一四四—五六)。
- (2) 文明十四年十二月晦日付「造営方手文箱送進状」(「東寺百合文書」よ函一七〇—四八)。融寿は翌年の造営方年預宝菩提院教済に造営方手文箱六合を送進している。
- (3) 網野善彦『中世東寺と東寺領荘園』(東京大学出版会、一九七八年)第一部第三章、伊藤俊一「室町時代における東寺修造勸進—諸国大師門徒勸進を中心に—」(「東寺文書研究会編『東寺文書にみる中世社会』東京堂出版、一九九九年。のち同『室町期荘園制の研究』(「増書房、二〇一〇年」に再収)。
- (4) 須磨千穎「山城国紀伊郡東西九条女御田に関する一考察」(村松恒一編集代表『(南山大学) 経済学部創設記念論集』南山大学出版部、一九六一一年)。
- (5) 高橋敏子「東西九条」(「東寺宝物館編『東寺とその荘園』東寺宝物館、一九九三年)。
- (6) 西谷正浩「東寺領山城国東西九条の伝領について」(「福岡大学人文論叢」三一—一、二〇〇〇年)、同「中世後期における京郊庄園の取取と在地動向—東寺領山城国東西九条を素材として—」(「福岡大学人文論叢」三二—一三、二〇〇〇年)。
- (7) 金田章裕「十三・十四世紀における京郊の村落景観—紀伊郡北部の事例—」(藤岡謙二郎先生退官記念事業会編『歴史地理学都市研究 上』大明堂、一九七八年)。
- (8) 橋本初子『中世東寺と弘法大師信仰』(思文閣出版、一九九〇年)第四章。

- (9) 富田正弘「中世東寺における法の制定と編纂—法式と引付の整備—」(「京都府立総合資料館」資料館紀要」一六、一九八八年)。
- (10) 後藤治「中世東寺における造営の様相」(「普請研究」一八、一九八六年)。
- (11) 京都府立総合資料館、一九八七年。
- (12) 小寺泰二「東寺造営方奉行について」(「京都府立総合資料館」資料館紀要」二二、一九九四年)。
- (13) 金子拓「室町期東寺造営方の活動とその変質」(「史学雑誌」一一三—九、二〇〇四年)。
- (14) 金子拓「寛正三年足利義政東寺御成と東寺の寺院経済—室町殿東寺御成再考—」(羽下徳彦編『中世の社会と史料』吉川弘文館、二〇〇五年)。
- (15) 文明十四年七月三日付「東寺八幡宮立願造営召文案」(「東寺百合文書」ひ函一〇八)、文明十四年七月五日付「東寺八幡宮御殿等檜皮入足注文」(「東寺百合文書」ひ函一〇九)、文明十四年七月七日付「東寺八幡宮壁方修理入足注文」(「東寺百合文書」ひ函一一〇)。
- (16) 「文明四年廿一口供僧方評定引付」三月八日条(「東寺百合文書」く函二六)。
- (17) 「文明十四年廿一口供僧方評定引付」八月二十五日条(「東寺百合文書」天地函四三)。
- (18) 「文明十四年廿一口供僧方評定引付」九月七日条(「東寺百合文書」天地函四三)、「造営方評定引付」九月二十五日条。
- (19) 「文明十四年廿一口供僧方評定引付」九月十六日条(「東寺百合文書」天地函四三)。
- (20) 「文明十四年廿一口供僧方評定引付」九月十七日条(「東寺百合文書」天地函四三)。
- (21) 黒川直則「東山山荘の造営とその背景」(日本史研究会史料研究部会編『中世の権力と民衆』創元社、一九七〇年)。なお、造営事始は文明十四年二月四日に行われている。
- (22) 「文明十四年廿一口供僧方評定引付」閏七月十二日条(「東寺百合文書」天地函四三)。

(23) 「文明十四年最勝光院方評定引付」七月十二日条（「東寺百合文書」
 函三六）。

(24) 京都府立総合資料館歴史資料課編『第三回東寺百合文書展 東寺の造
 営』（京都府立総合資料館、一九八七年）。

(25) 金子氏がすでに指摘しているとおり、「東寺造営文書符案」や「見聞雜
 記」等、寺内集積文書の編纂を行った宝輪院宗承の師は、造営方奉行時
 代に同組織に変革をもたらした宝輪院宗寿である。宝輪院宗承について
 は黒川直則「宝輪院宗承の事績―文書の保存管理や編纂との関係を中心
 に」（『第三期第六回東寺文書研究会口頭報告、二〇〇二年』）に詳しい。

〔補注〕なお紙面の余白を借りて付言すれば、現在確認されている「造
 営方評定引付」の記文としては、「康正三年（一四五七）造営方法式条々」
 「東寺百合文書」け函七）に、数ヶ年分の記事の抄出があり（注一二小
 寺氏論文）、文明十四年以外の「造営方評定引付」が知られる。また、「応
 永十一年（一四〇四）廿一口供僧方評定引付」五月十日条（「東寺百合
 文書」く函一）では「此一段造営方引付可書之、」の注記がみえ、造営
 方において廿一口方評定組織と関連をもちながら引付が作成されていた
 ことがわかる。

〔付記〕西尾市岩瀬文庫所蔵「造営方評定引付」の閲覧にあたっては、
 岩瀬文庫の方々に大変お世話になりました。この場を借りて厚く御礼申
 上げます。

【凡例】

- (一) 原文には適宜読点を加えた。
- (二) 原則として正字を以て記した。但し、原文に使用されている異体
 字・俗字を適宜用いている。
- (三) 見せ消ちは抹消文字の左傍に々をもって表記した。
- (四) 筆者の判断に基づく傍註・註記は（ ）で示した。
- (五) 人名比定等は、富田正弘「中世東寺の寺院組織と文書授受の構造」
 （『京都府立総合資料館』資料館紀要』八、一九八〇年）に拠った。

【翻刻】

〔表紙表題〕
 「造営方評定引付」文明十三年
 寅

造営方評定引付文明十三年
 寅

正月五日

〔寶輪院宗壽〕
 權僧正 杲覺 堯杲 宏清 原永

教濟 覺永 俊忠 嚴信 重禪

宗承 頼俊 宗演 祐源 寶紹

杲明 俊耀 融章 融守 融壽

一、伽藍興復庄園安全吉事條々、令披露早、

三月二日

〔寶輪院宗壽〕
 權僧正 教濟 覺永 嚴信 頼俊

宗演 祐源 融壽

一、鎮守西之築地覆修理事、令披露之處、可有

沙汰之由、治定了、

一、西院南築地之覆、可葺歟否事、令披露、可被

取損色之由、治定了、

○第一丁裏墨付ナシ、
 ○第一丁表

○以上第二丁表

○以上第二丁裏

○以上第三丁表

閏七月廿一日

教濟 俊忠 嚴信 賴俊 宗演

祐源 寶紹 杲明 俊耀 融章

融守 融壽

一、去十九日夜、大風吹破鎮守御殿之覆之間、可修理之處、無用脚之間、可貫文計可借用之由、治定了、

○以上第四丁表

○第四丁裏墨付ナシ、

九月廿五日

(寶輪院宗壽) 權僧正 杲覺 教濟 覺永 公遍

慶清 嚴信 賴俊 宗演 祐源

寶紹 杲明 俊耀 融章 融守

融壽

一、女御田鳥羽方損免事、當年兩度、同廿九日吹大風之間、段別。三斗計可被遣候哉由、治定了、

○以上第五丁表

一、竹田方事、同前、

一、閏七月二日祈、故原永法印不參科分可有參

勲否事、白遺跡被尋申候之間、令披露之處、不可及參勲云々、

一、寺内之東巷所北寄被成屋地早、仍地子。每年四

百文宛可出了、家二字、各二百文宛也、治定了、

○以上第五丁裏

南北十八丈四尺、東西四尺五寸云々、

一、實相寺之北巷所被。近年屋地、射場口東西廿丈内東端

二丈除之、殘十八丈九屋敷分之、各二丈宛、但次郎、一丈了藏、五尺、与之、地子每年四百文、可分配九人云々、

巷所分南北四丈實相寺内六丈四尺、都合十丈四尺也、
○以上第六丁表

○第三丁裏墨付ナシ、

同廿八日

(寶輪院宗壽) 權僧正 教濟 覺永 公遍 慶清

宗演 祐源 寶紹 杲明 融章

融守 融壽

一、女御田定使道忠入道跡事、可被補菊一法師由、治定了、

○以上第六丁裏

十月十八日

教濟 覺永 俊忠 公遍。嚴信

賴俊 賴俊 宗演 祐源 寶紹

融章 融守 慶清 融壽

一、八条櫛筒木戸破損之間、可修理歟由、可披露之處、可新造云々、衆儀了、

○以上第七丁表

同十九日 内談

(寶輪院宗壽) 權僧正 杲覺 覺永 俊忠 公遍

慶清 嚴信 融壽

一、女御田定給事、先定使道忠跡闕可且分之由申候、勘引付令披露之處、割割分之儀、無引付之上、評定衆覺語之趣、又以如是、然者、

定使ハ所務時分肝要之間、當定使二一圓可被下之由、治定了、

○以上第七丁裏

○以上第八丁表

同廿二日

(寶輪院宗壽) 權僧正 杲覺 教濟 覺永 俊忠

公遍 慶清 嚴信 重禪 賴俊

宗演 祐源 寶紹 融章 融守

融壽

一、女御田鳥羽方損免、重々雖加問答、不致承引之
○以上第八丁裏

間、段別三斗五升宛被下者、地下^エ堅可申付之由、
下可代申之由、披露之處仁申分可被下之旨、
評定了、

一、同庄九条方損免事、如先規損免不可有之由問答
(東西九條)

早、但老者二人各五斗宛酒直下行早、
○以上第九丁表

同廿五日

教濟 覺永 公遍 嚴信 重禪

宗演 祐源 寶紹 杲明 融章

融守 融壽

一、東山淨土寺御山莊普請入足、女御田方段別五十丈

宛可被懸之由、治定了、
○以上第九丁裏

十一月十九日

(寶輪院宗壽)
權僧正 杲覺 堯杲 教濟 覺永

俊忠 公遍 慶清 嚴信 重禪

宗承 祐源 融壽

一、女御田九条方未進事、堅催促之處、一斗計事、

爲未進分當年^來江有御延引者、可畏入之由、

侘事申候云々、被請文可有御符之由、治定了、
○以上第十丁表

○第十丁裏墨付ナシ、

十二月廿日

(寶輪院宗壽)
權僧正 杲覺 堯杲 教濟 宏清

覺永 俊忠 公遍 慶清 嚴信

重禪 宗承 祐源 俊雄 融壽

一、唐橋大宮与八条之間、新關巷所地子事、

半分宛當年計可致其沙汰之由、治定了、
○以上第十二丁表

一、女御田定使并給分道忠之跡、清和泉入道^(當通)
雖口入申、於給分者、仕口入、十三个月ニ相分、九个月

分被付道忠之跡早、於定使者、任時之棧用被^器
召仕之由、可止口入之由、返答了、

一、八条櫛笥^{佛乘院}、木戸入足卅九文、其外所^貫

修理入足等令披露了、

一、御影堂大壇禮盤半疊并御影供導師半疊、

差直入足二貫二百文也、於唐廷者、薩摩國客僧
○以上第十二丁裏